理容所の構造設備の基準

- (1) 常に清潔に保つための措置は、次のとおりとする。
 - 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。
 - 洗場は、流水装置とすること。
 - ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。
- (2) 消毒設備を設けること。
- (3) 採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。
 - 採光及び照明 理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を 100 ルクス以上とすること。
 - 換気 理容所内の空気1L中の炭酸ガスの量を5cm²(0.5%)以下に保つこと。
- (4) 理容所は、隔壁等により外部と区切られていること。
- (5) 理容所においては、必要に応じて消毒を行い、ねずみ、昆虫等の駆除作業を実施すること。
- (6) 作業場と待合所は、明確に区分されていること。
- (7) 作業場は、その床面積が、9 ㎡以上とし、作業場に設置する理容椅子が 3 脚以上となる場合は、2 脚を超える 1 脚につき 3 ㎡を加算して得た面積以上とするとともに、居住室、休憩室等作業に直接関係ない場所と隔壁等により区分されていること。
- (8) 作業場には、器具類等を消毒する設備又は器材を設置する適当な広さの場所を設けること。
- (9) 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリューム、板等の不浸透性材料を使用し、清掃がしやすい構造であること。
- (10) 便所は、隔壁等により作業場と区分され、専用の手洗い設備を有すること。
- (11) 洗髪器には、流水機能を備え、給湯設備を設けること。
- (12) 洗髪器は、客一人ごとに清掃を行い、必要に応じて洗浄剤を用いて清掃し、清潔に保つこと。
- (13) 洗髪器とは別に、器具類等の洗い場を設置すること。
- (14) 洗い場は、常に清潔に保ち、毛髪等の汚物の蓄積又は悪臭等により客に不快感を与えることのないようにすること。
- (L5) 作業に伴って生じる汚物、廃棄物等を入れる蓋付きの汚物箱等を備えること。
- (16) 洗浄済み及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して保管する収納箱等を 備えること。
- 17) 理容所内には、みだりに犬(盲導犬を除く。)、猫等の動物を入れないこと。

【以下、移動理容所(自動車に設備等を設けて理容の業を行う理容所)の追加措置】

- (18) 作業場の床は、支柱その他の設備により作業中は水平に固定すること。
- 19 衛生保持に支障のない量の飲用に適する水を供給できる貯水タンクを設置すること。
- 20 貯水タンクの容量を上回る排水タンクを設置すること。

<関係法令等>

- · 理容師法第 12 条
- ・ 理容師法施行規則第26条及び第27条
- ・ 理容師等の衛生上必要な措置に関する条例第4条
- ・ 理容師法等の施行に必要な手続に関する規則第22条及び第23条